

質問第六三号

外国人「定住者」が持つ再入国許可証の機能向上に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和四年十二月八日

羽田次郎

参議院議長尾辻秀久殿



外国人「定住者」が持つ再入国許可証の機能向上に関する質問主意書

法務大臣が特別な理由を考慮し、一定の在留期間を指定して居住を認めた「定住者（Long Term Resident）」は海外に渡航する際に再入国許可証を所持する」となっている。

再入国許可証には、多くの国においては定住者が他の国に入国する際に便利なように、いわゆる「二行情報」と呼ばれる本人情報が電子データとして書き込まれている。一方、日本の再入国許可証には二行情報がなく、本人情報は電子データとして書き込まれていないため、海外に渡航する際には、本人確認に時間がかかり、様々な不都合が発生している。

一　日本政府が発行する再入国許可証に二行情報がないのは何故か。

二　我が国に住む外国人にとって出入国における問題が軽減されるよう、再入国許可証には早急に本人情報を二行情報として書き込むべきと考えるが、政府の見解如何。また、法務省が作成した再入国許可証のサンプルには二行情報が書き込まれていることもあり、もともとは二行情報が書き込まれる予定であつたと考えられる。書き込む時期が遅れているのであれば、いつ対応が可能か明らかにされたい。

右質問する。